森町告示第　号

森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第３号）第22条の規定に基づき、森町省エネ家電買替購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和　年　月　日

森町長　　太　　田　　康　　雄

森町省エネ家電買替購入費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　町長は、エネルギー価格高騰による町民の経済的な負担の軽減を図るとともに、エネルギー消費性能に優れた家電製品の買替えを促進することで、家庭から排出される二酸化炭素の削減及び環境負荷の低減に係る意識を啓発するため、町民が購入したエネルギー消費性能の優れた家電製品に対し、予算の範囲内において森町省エネ家電買替購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第３号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 省エネ基準達成率 ＪＩＳ（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20

条第１項の日本産業規格をいう。）Ｃ９９０１に基づく省エネ基準達成率をい

う。

（２） 省エネ家電　エネルギー消費性能に優れた家電製品であって、次に掲げる

ものをいう。

　ア　エアコンディショナー　省エネ基準達成率（目標年度2027年度）が100パーセント以上であるもの

　　イ　電気冷蔵庫　省エネ基準達成率（目標年度2021年度）が100パーセント以上であるもの

　　ウ　電気冷凍庫　省エネ基準達成率（目標年度2021年度）が100パーセント以上であるもの

　　エ　テレビジョン受信機　省エネ基準達成率（目標年度2026年度）が100パーセント以上であるもの

　　オ　ＬＥＤ照明器具　省エネ基準達成率（目標年度2020年度）が100パーセント以上であるもの

　 カ　電子レンジ　省エネ基準達成率（目標年度2008年度）が100パーセント以上であるもの

　　キ　炊飯ジャー　省エネ基準達成率（目標年度2008年度）が100パーセント以上であるもの

（３） 旧家電製品　省エネ家電ではないエアコンディショナー、電気冷蔵庫、電

気冷凍庫、テレビジョン受信機、蛍光灯、照明器具（白熱電球のものに限る｡)、電子レンジ及び炊飯ジャーであって、自ら居住する建物に設置された既存のものをいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　申請日時点において、町内に住所を有する者であって、町税を滞納してい

ないもの（同一世帯に属する者を含む。）

(２)　本人及び同一世帯員が補助金の交付決定を受けていない者

(３)　国、地方公共団体等の公的機関から同種の補助金等の交付を受けていない

者

（補助対象製品）

第４条　補助金の交付対象となる省エネ家電は、次の各号のいずれにも該当するも

のとする。

（１） 旧家電製品から買い替えたものであること。

（２） 申請者自ら居住する建物に設置する目的で購入したものであること。

（３） 新品かつ未使用品であり、リース及びレンタルではないこと。

（４） 省エネ家電の製造事業者による製品保証があること。

（５） インターネット、通信販売等で購入したものではないこと。

２　省エネ家電のうちＬＥＤ照明器具については、屋内に固定して使用するものと

する（コンセント式、電池式その他容易に持ち運ぶことができるものを除く。）。

（補助対象経費等）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象製品の購入費とする。

２　次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

（１） 省エネ家電に係る消費税及び地方消費税額

（２） 省エネ家電の附属品で別売となるものの代金

（３） 省エネ家電に係る延長保証料、配送料及び設置工事費

（４） 省エネ家電の購入において、ポイントの使用又は割引によって減額され

た金額

　（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に３分の１を乗じて得た額とし、５万円を限度とする。この場合において1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は、１世帯当たり１回を限度とする。

(交付の申請)

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、森町省エネ家電買替購入費補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　購入した省エネ家電の領収書の写し

(２)　製造事業者が発行する保証書の写し（販売店名の記載があるもの）

(３)　家電リサイクル券の写し（ＬＥＤ照明器具、電子レンジ及び炊飯ジャーを

　除く。）

(４)　買替え前の旧家電製品の写真（ＬＥＤ照明器具、電子レンジ及び炊飯ジャ

ーに限る。）

(５)　買替え後の省エネ家電の設置が確認できる写真

（６） 日本産業規格Ｃ９９０１に基づく省エネ基準達成率100パーセント以上の

製品であることが分かる書類の写し

（７） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定及び確定）

第８条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、及びその額を確定し、その旨を森町省エネ家電買替購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

　（請求の手続）

第９条　前条の規定による通知を受けた者は、令和８年２月27日までに森町省エネ家電買替購入費補助金請求書（様式第３号）に口座情報を確認できるものの写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度分の補助金に適用する。

　（失効）

２　この告示は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。